

随意契約理由

令和5年(2023年)8月4日

契約担当課名	教育委員会事務局学び育ち支援課
発注担当課名	教育委員会事務局学び育ち支援課
契約名称	豊中市放課後こどもクラブ運営業務
契約内容	豊中市立桜井谷東小学校放課後こどもクラブ運営業務委託
契約締結日 及び契約期間	令和5年(2023年)8月4日から 令和9年(2027年)3月31日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	株式会社トライグループ 大阪府中央区南本町3丁目6番14号
契約金額	182,223,450円
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> <p>豊中市放課後こどもクラブ運営業務の受託候補者選定に係る公募型プロポーザルにおいて、株式会社トライグループが優先交渉権者として選定され、交渉の結果、契約の相手方として確定したため地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約するもの。</p>